

信託契約申込金規程

1998年3月6日許可

2001年10月2日届出

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

信託契約申込金規程

(目的)

第1条 この規程は、著作権信託契約約款第2条第2項に定める本会が著作権の信託を引き受けるに際して委託者から支払いを受ける、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第4号の信託契約申込金の金額を定めることを目的とする。

(信託契約申込金の額)

第2条 信託契約申込金は、下表に定める金額に消費税相当額を加算した額とする。

委託者の区分	信託契約申込金の額
1. 著作者	25,000円
2. 音楽出版者	75,000円
3. 1、2に掲げるもの以外の著作権者	25,000円

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。